



2019年10月29日

各 位

会 社 名 日創プロニティ株式会社
代表者名 代表取締役社長 石田 徹
(コード：3440 東証第二部・福証)
問合せ先 取締役経営企画室長 諸岡 安名
(TEL 092-552-3749)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年10月29日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2019年11月27日開催予定の第36回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更され、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、必要な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外監査役ではない監査役との間で責任限定契約を締結できるよう所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催日	2019年11月27日(予定)
定款一部変更の効力発生日	2019年11月27日(予定)

以上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 32 条 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第 33 条 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 34 条～第 39 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">3. <u>当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第 34 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>